

## 明治陸軍とシュタイン問題

—桂太郎の陸軍機構整備事業を中心に—

木多悠介

### はじめに

明治一〇年代は、明治国家の形成が進展した時期である。ここでは伊藤博文を中心として、立憲政治を見据えた国家機構の整備が進められた。<sup>①</sup>そして、この伊藤が明治国家を形成していくにあたり大きな影響を受けたのが、ローレンツ・フォン・シュタインとその国家学であることが知られている。これに関しては、瀧井一博氏によって詳細な検証がなされており、明治国家形成に際して、立憲制度や教育制度、行政制度の確立といった、広範囲にわたるシュタインの影響力の大きさが明らかにされている。<sup>②</sup>このように、伊藤博文を中心とした政府側施策と、シュタインの国家学の関係性が解明されてきた一方、明治国家における政府とは別の重大なファクター、すなわち軍におけるそれというものはこれまで取り扱われてこなかったと思われる。本稿はこの、明治国家形成期の軍におけるシュタイン問題、すなわち、陸軍機構整備とシュタインの軍事行政論の関連性を検討するものである。

これまで明治国家形成期の軍におけるシュタインの問題が取り上げられてこなかった要因として、まず政府における伊藤のような存在を、軍において見出し難かったことが挙げられよう。また、明治期の軍機構整備をドイツ式軍制導入の過程として単線的に把握してきたため、当該期の軍機構整備の方針や、そこに内在する志向・論理といっ

たものを検証しようという発想が生まれ難かったとも考えられる。<sup>③</sup>しかし、前者については、左の逸話から当該期の軍とシュタインの繋がりを見出すことができる。

此の頃、彼の維納の鴻儒スタインの軍事行政を論じた著書が発行せられ、独逸の諸新聞が盛んに批評し、非常な評判となつた。桂公は早速之を購求して読んだが、専門の熟語が多くて、解釈に苦しむ点少なからぬ。因て公は一日青木周蔵を訪ひ、「スタインの著書を購求したが語学の力が足らぬから読めぬ、読んで呉れぬか」と相談した。青木は快く之を諾し、「有名な著書ゆゑ、共に研究せん」と答へたので、桂公は毎日参謀本部から退庁するや、直に公使館に來り、毎夜深更まで青木と共に、スタインの軍事行政論を研究したことがある。蓋し桂公の軍事行政上に於ける智識は、此のスタインの著書に拠りて得たる所多しと思ふ。<sup>④</sup>

ここではドイツに駐在武官として赴任していた桂太郎が青木周蔵と共にシュタインの軍事行政論を講読したことが紹介されている。桂は帰国後、参謀本部設置に関わり、その後も陸軍機構整備の中心人物として活躍する。つまり、陸軍機構整備事業の中心人物がシュタインの軍事行政論を学んでいたのであり、ここに明治国家形成期の陸軍機構

整備とシユタインの繋がりが見出せるのである。しかしながら、これまで桂が学んだとされるシユタインの軍事行政論と、桂の陸軍機構整備事業との関連性は検証されていない<sup>5)</sup>。

次に、明治国家形成期における軍機構整備の方針や、そこに内在する志向・論理については、近年になって政軍関係研究の視点から検証がおこなわれ始めている。そこでは、陸軍が官僚制形成や軍政優位体制での陸軍機構整備を進めていたことが指摘されている<sup>6)</sup>。政軍関係研究がこうした研究成果を挙げる一方で、統帥権保持者たる天皇、すなわち大元帥と軍の関係を制度上いかなるものとして位置付けるのかという大元帥の制度化という視点から、軍機構整備について検証した研究もおこなわれている。そしてここでは、当該期の陸軍機構整備の方針として、軍政優位体制を形成することの他に、特定の突出して優位な機関を置かず、大元帥の指導力・主体性がより發揮され得る機構整備をおこなう方針が存在していたことが指摘されている<sup>7)</sup>。つまり、当該期の陸軍機構整備は、決してドイツ式軍制の移入という単線的な理解にとどまるものではなく、軍政優位体制と大元帥指導体制とでもいった、相違する方針の間で複雑な経過をたどったものだと見做せる。そうであるならば、シユタインの軍事行政論を学び、帰国後に陸軍機構整備の中心となった桂がいかなる方針のもとに陸軍機構整備をおこなったのか、そしてそれはシユタインの所論といかなる関連性を有するのかを検証することは、明治国家形成期の陸軍機構整備に内在する志向・論理を見通す重要な論点となる。

他方、軍政家・政治家としての桂太郎個人をめぐっても、シユタインとの関連性を検証することには意義があると考えられる。桂は統帥権の抑制的な運用を志向し、政府ひいては軍政機関による軍組織の統制をおこなおうとしていたことが知られている<sup>8)</sup>。しかしながら、桂の

こうした志向がなにも淵源を持つものであったのかについては具体的検証がされておらず、先に引いた逸話の他にドイツ滞在中に軍政の重要性を自覚したことが紹介されるに留まっている<sup>9)</sup>。こうした状況に対し、本稿においてシユタインの軍事行政論と桂の陸軍機構整備の関連性を検証することは、軍人・政治家としての桂を構成する淵源の一端を探ることに他ならず、少なからぬ意義の存するものである。

以上のように、シユタインの軍事行政論と日本陸軍の機構整備の方針、そしてこの二つを繋ぐ媒介としての桂太郎の関係性は、明治国家形成期の陸軍機構整備をめぐる重要な論点となる。それにもかかわらず、この日本陸軍とシユタインの問題は従来検討が加えられていないのである。この問題意識の下、本稿ではまずシユタインの軍事行政論の内容を確認する。次いで、明治一〇年代の陸軍がどのような方針で陸軍機構整備をおこなっていたのかを確認する。その上で、桂がおこなった陸軍機構整備事業がどのような特徴を持つものであったかを確認する。本稿ではこのうち、侍従武官設置と監軍部改組問題を取り上げる。これは、このふたつが陸軍機構整備に対する陸軍の既定方針、桂の方針、そしてこれらとシユタインの軍事行政論との関係性がつかみやすい対象であるからである。これらの作業を通じて、明治国家形成期の陸軍機構整備とシユタインの軍事行政論の関連性を示す。

## 一 シユタインの軍事行政論

本章ではシユタインの軍事行政論の論旨を確認する。だが、その作業に入る前に、まずシユタインの国家学そのものの論旨を確認しておく。これについては、前述のように瀧井氏による成果があるので、これを参照し説明する。

シュタインの国家学では、国家は国家意思を具現化する君主、国家意思を形成する立法部、国家行為を司る行政部によって構成される。そしてこの三機関が相互に独立しつつ、また互いに規律しあい、調和するものとされている。よって、これらの機関のいずれも突出した地位にあつてはならない。例えば、シュタインは君主が政治を主導する体制を「専制君治」と定義し、立憲制と相容れないものとしている。しかしながら、シュタインはこれら三機関の中で特に行政部を重視し、行政部が国家を運営し、国家理念を実現させるためにイニシアチブを取ることを期待している。三機関が規律・調和しあうとはいえず、これは明らかに行政部が大きな力を持つこととなる。よって、シュタイン国家学において、君主は主導的位置に立ち得ない<sup>10)</sup>。このシュタインの君主観を要約すると左のようなものとなる。

君主とは国家の自我を表示する一機関である。すなわち彼〔シュタイン、筆者挿入〕の全思想体系のなかで、国政の場での君主の意義とは国家を人格的に体現し、シンボライズするという静態的なものにとどまつており、また彼は君主の政治的機能の収縮を国家の人格としての発展の帰結として論じている<sup>11)</sup>。

シュタインの国家学は右のようなものであった。続いて、その軍事行政論の論旨確認をおこなう。本稿ではこれをシュタインの『Die Lehre vom Heerwesen』の邦訳である『兵制学』から確認していく<sup>12)</sup>。まずシュタインは国家と軍の関係性を規定する。すなわち、国家における軍事力は「独り万象ヲ制スル所ノ威力ニ非ス」として、

則戦争ノ職務ノ外ニ他ノ職務興起シテ同権ヲ以テ平行シ、全体ノ

活動初メテ其大目的ト大職分トノ異状特種ナルヲ致シ、夫ノ分勞ノ大法ハ此境界ニモ延及シテ民庶ノ武力ニ属スル者ト他ノ目的ニ供ス可キ者トヲ分析ス

と述べ、軍と国内の他の職務（行政が想定されよう）は並立し、かつ分離すると説明する。そして「此ノ如ク独立ノ職分ヲ有シ而カモ全体ノ一部分トシテ存在動作スル処ノ武力ノ団結ヲ汎ク名ケテ兵ト云ヒ、此兵ヲ立テ此兵ヲ御シ此兵ヲ保ツニ法律アリ号令アリ之ヲ総ヘテ兵制ト唱フ」と定義する。この兵及び兵制は、現在でいうところの軍及び軍制という語と対応すると捉えてよい。そしてこれらは行政等に対して分離・並立するとはいえず、「全体ノ一部分タリ、此全体即チ兵ノ属スル処ノ者是レ則チ国ナリ、国ノ学ハ之ヲ国制学ト云フ、故ニ兵制学ノ大要タル之ヲ国制学中ニ編入スル」ので「夫レ軍務ハ則チ国務ニシテ文官及代議ノ勤務ト異ナル所ナシ」と述べ、その専門性故に国内の他の機構と分離・並立するという軍・軍制の特殊性を認めつつも、これは文官や代議士のおこなう行政事務同様、国務であると位置づける。

次いで、シュタインは互いに分離しつつも国に属するという国制各部と兵制の関係を説く。ここでシュタインは、「兵制ノ行政ノ一部トシテ憲法及法律ニ服従スルコト他ノ諸部ト異ナルコトナキハ疑ヲ容レサル所ナリ」と、先程の兵制・軍務は国務であり憲法・法律に服従するものであるとの認識を再提示しつつも、「然レトモ独リ兵制ニ於テハ古往近來憲法ノ域外ニ脱逸スル者アリ」、「軍令即チ是レナリ」と、例外として憲法域外に軍令というものを定置する。なぜなら、「其危急ノ瞬間ニ在リテハ曾テ自家ノ意ヲ有セス、唯危難ノ大小ニ依リテ抑揚シ其指ス所唯敵而已、而シテ此意ノ此危難ト敵トニ応シ内ニ向フ者全ク無限専裁」でなければならず、よって「軍令ノ剋マル所ハ法律ノ

「黙スル所」となるからである。こうした国制各部と兵制・軍務の関係をシユタインは次のようにまとめる。

憲法ト法律トハ兵ノ元素ニ就テ決裁スルヲ得可シト雖トモ、敵前ニ立ツ所ノ兵ハ軍令ヲ以テ無限ノ服従ヲ国民ニ負荷ス、之ヲ要スルニ法律ハ兵ヲ制シ軍令ハ兵ヲ用ユルナリ<sup>14)</sup>

この軍令は「敵前」に「兵ヲ用ユル」とあることから戦場での軍事指揮のことと思われる。この軍令の内容につき確認する。シユタインはまず君主と軍令の関係を述べ、「総テ兵ノ公法ノ至大原則ハ国長兵ノ最上指揮ヲ司トリ、軍事服従ニ係ル無限ノ権ヲ有スルニ在リ」として、軍令は君主の揮う権限であるとする。次に立法機関、すなわち議會との関係を述べ、

立法権ニ対スル關係ハ下ノ原則ニ基ツク、曰ク法律ハ平時ト戦時トヲ問ハス総テ国民ト同シク軍隊モ之ヲ遵奉スヘシト雖モ、立法権ハ唯タ作兵ト兵制ノ網常及行政トノ基礎ニ係リ法律ヲ定ムルニ止マリ、既ニ成ルノ軍隊ヲ運用スルコトニ係ル法律ヲ定ムル能ハス

このように定義する。ここからシユタインのいう軍令とは、すなわち「戦地ニ於ケル指揮及此指揮ニ関スル責任ハ立法権（国会）ニ在ラス、行政権（陸軍省）ニ在ラス、独リ国長ニ在リ」と定義されるように、君主が行使する権限であり、その内容は「戦地ニ於ケル指揮」、「既ニ成ルノ軍隊ヲ運用スルコト」だとわかる。<sup>15)</sup>

このようにシユタインは軍令を定義する。その一方で、シユタイン

は「夫レ軍務ハ則チ国務ニシテ文官及代議ノ勤務ト異ナル所ナシ」や、「兵制ノ行政ノ一部トシテ憲法及法律ニ服従スルコト他ノ諸部ト異ナルコトナキハ疑ヲ容レサル所ナリ」、「法律ハ平時ト戦時トヲ問ハス総テ国民ト同シク軍隊モ之ヲ遵奉スヘシ」と、繰り返し軍令以外の軍制・軍務は憲法・法律の下で執行されるべき国務であると述べていた。では、憲法・法律の下で軍が担当する範囲は如何ということにつき、シユタインは以下の六点を挙げる。

- (イ) 作兵ノ法律、即チ拳国兵務ノ法ニ在リテハ補充ノ認可ニ係ル法律（籤法）若クハ後備軍ニ係ル法律（後備軍法）是レナリ、此後備ノ法律ハ既ニ前ニ論シタルガ如ク独リ其当ヲ得タルモノトス
- (ロ) 軍費定額ニ係ル法律是レ同時ニ費用ノ分配ヲ包含スルモノトス
- (ハ) 兵律及軍事司法ニ係ル法律
- (ニ) 軍事教育及之ト相関スル進級ニ係ル法律
- (ホ) 軍隊ノ給養ニ係ル法律
- (ヘ) 老兵及恩給ニ係ル法律

まとめれば徴兵（兵役）・予算・軍法・教育・進級・兵額・恩給、この広汎な事項が兵制、つまり軍事行政事項であり、シユタインの理解に従えば「文官及代議ノ勤務ト異ナル所」ない「国務」なのである。<sup>16)</sup>このように軍務と軍令を区分することにより、自然と「兵ノ行政ニ係ル公法ハ陸軍省ト国会トノ関係中ニ集合ス」るので「陸軍省ハ其達令条例及訓条ヲ以テ其法律ヲ施行スルノ責任アル直接ノ機関ト」なる。つまり、シユタインの軍事行政論に従えば、構造的に政府・議會

と軍の関係において陸軍省が強い力を持つこととなるのである。<sup>17)</sup>  
 以上のシュタインの軍事行政論において、広範な軍事行政を司る陸軍省が強い力を持つ以上、君主は主導的地位に立ち得ない。つまり、シュタインにおいて軍事上の君主の役割とは軍の指揮命令以外には「凶形ノ中心点ニシテ全局ノ脈絡尽ク之ニ轉合ス」るもの、要は軍事指導者と行政の元首を一致させ、軍事行政と軍統帥事務との衝突を避けること、各独立する軍諸機関を統合するという機能・機関として求められているのである。<sup>18)</sup>このようにシュタインの行政機関重視は軍事面においても同様であり、君主の主導性を認めるものではないことが確認できる。

## 二 明治一〇年代における陸軍機構整備の方針

シュタインの軍事行政論の特徴は以上のようなものであった。冒頭で述べたように、続いて明治一〇年代の陸軍はどのような方針で陸軍機構整備をおこなっていたのかについて確認しておく。これについては、拙稿において既に検証しているので、その成果を参照しつつ、必要な部分は史料を用いながら確認していくこととする。

明治八（一八七五）年、「陸軍職制及事務章程」が制定される。この条例の制定により、それまで太政官正院と陸軍省の間で争われていた兵制決定や軍人の進級、軍事政策立案の権限が、陸軍省の権限として確定した。<sup>19)</sup>つまり、軍事専門機関たる陸軍省が、国家機構の中で軍事政策立案を専掌する体制が整えられていたのである。

この体制が変化し始めるのが、西南戦争以後のことである。当時、年齢的にも成長した明治天皇は政治における判断力を身につけ、裁可をおこなう主体としての活動を始める。<sup>20)</sup>これにともない、明治一

（一八七八）年、参謀本部の設置により軍令事項の親裁機構が整備され、天皇は軍事事項の親裁、すなわち軍の統帥を開始する。重要なものは、ここで陸軍が構想していた天皇の軍統帥とは、軍令事項の親裁にとどまるものではないということである。例えば、参謀本部が設置された際、陸軍卿から「本省ト本部ト権限ノ大略」という文書が上申された。これは、陸軍省と参謀本部、それぞれの所管事務を列挙したものである。従来この文書中の「省部共ニ直隸タルニ相違ナシ」との文言について、陸軍省は太政官の下にあり、天皇直隸機関でないことから法理上の矛盾が指摘されてきた。<sup>21)</sup>しかし、ここで重要なのは、陸軍が「省部共ニ直隸」と認識していたという点である。この文書において省部それぞれの所管事務は、陸軍省の主務が「人員黜陟並ニ入費向ノ事」、参謀本部の主務が「軍令ノ事」とされている。<sup>22)</sup>これらは明治八年時点で陸軍の所管事務とされた事項と、参謀本部設置によって所管が明確化した軍令事項である。つまり、この文書の狙いは、「省部共ニ直隸」という規定のもとで軍事組織として必要とする事項を列挙し、それらを天皇の統帥事項内に収め、確保することにある。ここから、陸軍は軍令と軍政のいずれも統帥事項であると認識していたことがわかる。

また、参謀本部に前後して設置された監軍本部においては、それまで陸軍省が管轄していた将校の進級順序決定のための検閲業務が担当されることとなり、さらにそれは天皇の命によりおこなわせるものという位置づけに変化した。次いで、明治二二（一八七九）年には陸軍中将陸軍卿西郷従道と陸軍中将大山巖が連名で「軍事御統轄之議ニ付上請」を提出し、ドイツをモデルとした宮廷内の軍人事務機関である軍事内局の設置を視野に入れた建言をおこなっている。また、明治一四（一八八一）年には「陸軍武官進級条例」第二十二条によって、これま

で規定外の進級を認める主体が陸軍省であったものが、天皇へと変更される。<sup>24)</sup>

このように、明治一〇年代前半における陸軍機構整備の方針は、軍令機関だけでなく、軍政機関として陸軍省を、人事機関として軍事内局を設置し、これらを天皇直隷の統帥機関として並立させるというものであった。この陸軍機構の構造は、突出して優位な機関が想定されていないことに特徴がある。そして、突出して優位な機関が存在しない以上、これらを統合する存在、シユタインの言葉を借りるならば「凶形ノ中心点」たる天皇が重要となってくる。シユタインの軍事行政論においては、君主はあくまで行政機関と軍令機関の結節点であったが、これは陸軍省が広範な軍政事項を担当し、軍組織運営を主導することが期待されていたためである。これに対して、日本陸軍においては三つの統帥機関が並立することとなっており、これはいずれかの機関が主導性を発揮することを想定しておらず、むしろ各統帥機関を統合する天皇の指導力をこそ期待する構造となっているのである。<sup>25)</sup>このように陸軍の陸軍機構整備方針は、先に確認した、行政機関たる陸軍省を重視し、君主の主導性を認めないシユタインの軍事行政論とは異なるものであることが確認できる。

### 三 侍従武官設置問題

明治八年よりドイツに駐在武官として赴任していた桂太郎は、現地ドイツ陸軍の業務を体験したり、青木周蔵と共にシユタインの軍事行政論を講読することを通じて、軍政の重要性を学び、明治十一年に帰朝する。これ以後、桂は参謀本部設置に参画するなど、陸軍機構整備に関与していく。この間の陸軍機構整備の方針は、先ほど確認した

ものである。

明治一七（一八八四）年、翌年から開始される軍拡を期し、陸軍卿大山巖を筆頭に三浦梧楼・野津道貫・桂太郎・川上操六等総勢一四名に大部隊指揮の知識を獲得させ、欧行の権威づけをすることを目的として欧州に派遣されることとなった。<sup>26)</sup>この欧州視察から帰国後、桂は少将に進級、陸軍省総務局長に補され陸軍運営の中心人物となり、以後の陸軍機構整備を主導することとなる。この欧州派遣において桂は、「特ニ該洲各国宮中侍中武官ノ組織及び其職制ノ取調ヲ命ゼラレ且我国侍中武官ノ組織及び其職制案調査之事ヲモ併セテ命ゼラレ」ており、帰国後の六月に「彼ノ制度中我国ニ適当スベキ者ヲ取り侍中武官条例及び侍中武官服務規則ヲ起稿」し、「侍中武官条例」として提出している。<sup>27)</sup>「軍事御統轄之儀ニ付上請」で言及されていたように、ドイツ皇帝の侍従武官長は軍事内局長を兼任するものであり、侍中武官設置と軍事内局設置は陸軍ではセットで構想されるべきものであった。桂はこの条例起草に際してなにを意識していたのかを確認していく。

桂が「侍中武官条例」起草の際に参考にしたのは、ドイツ・オーストリア・ロシア・イタリアの各君主国であり、これらの国の調査結果は「侍中武官条例」とともに報告されている。このうち、もつとも詳細に報告されており、起草の参考としたと考えられるドイツについての報告書である「独逸宮儀抜萃」を確認していく。この史料は、桂と川上の求めに応じて青木周蔵が作成した「宮儀餘聞<sup>28)</sup>」というドイツ宮廷の制度を記した文書から、侍従武官について記述している部分をほぼそのまま抜き出し、提出したものである。よって、ここに示されているドイツ侍従武官制度理解は青木のそれであるが、桂がそれを無修正で提出していることや、後述する桂の手になる侍従武官制度の内容

から、これは桂の考えと合致するものであったと考えてよからう。

「独逸宮儀拔萃」ではまず、ドイツには「参贊将官 (General adjutant)」、「陪従将官 (General a la suite)」、「羽翼陪従武官 (Flugel adjutant)」の各侍従武官がいることが紹介される。これらは君主が戦争に臨んで軍を率い指揮命令を下すにあたり、平素から「予メ才幹雄略ニ富メル武官ヲ選抜シテ自己ノ左右ニ陪従セシメ、緩急事アルニ方リテハ之ヲ引率シテ戰場ニ臨ミ、或ハ帷幕ノ議ニ参与セシメ、或ハ馳駆伝令ヲ任ゼシムル」ものである。つまり、欧州君主国の侍従武官は、武官の侍臣や君主の軍事上の命令の伝達者に留まらず、君主の意思決定の場に参画し、それを補佐するという重要な任務を担っているのである。<sup>(29)</sup>

しかし、桂はこのような侍従武官の在り方を時代遅れと否定する。それは「世運開明文物隆盛ニ赴キ文学ナリ武学ナリ専門的之ヲ修了シ、及其翹發奨励ニ加功セシナレバ学域大疆理詳密タルヲ以テ終生ヲ期シ、専一此ニ従事セザルベカラズ」という、軍事上の専門性を重視するためである。よって「陪従扈從及馳駆奔走ヲ主務トスル者焉ゾ幕僚ノ計画ニ参与スルコトヲ得ン。縷々説明ヲ要セザルナリ」と桂は断じ、「今世ニ至リテハ平素陪従ノ際其執掌スル事務ハ殆ンド文官侍従ノ事務ニ同ジ」と述べ、侍従武官が君主の軍事上の意思決定に参与することを否定する。<sup>(30)</sup>

そのような時勢において、侍従武官の職務は以下のようになる。

#### 戦時

君主ニ扈從シテ戦地ニ赴キ、乃チ帷幕ニ陪ス。此際執掌スル事務幕内ニ在テハ概ネ将校ノ参謁ヲ上奏シ、乃之ニ上意ヲ伝フル等ニ過ギザレドモ、君主果シテ戦鬪ノ実地ニ臨ミ、自ラ闕格ヲ指揮ス

ルトキハ各将校親シク左右ニ陪従シ、甲点某軍乙点某隊ノ戦況ヲ指示上奏シテ君主ノ注意ヲ喚起シ、又羽翼陪従将校中此際或ハ君主ノ下問ヲ承ケ、戦略ヲ献スル等ノ機会ニ移スルコトアルベシト雖モ、戦時ニ方リテハ彼ノ全軍参謀本部長タル者通常帷幕ニ陪従シテ君主ノ計画ニ加功スルヲ以テ、若シ陪従武官下問ニ接スルトナレバ、該拳ハ平素ノ倍倚起由スル私懇ノ情実ニ由ルモノナリ

平時

甲 観兵式及大小練兵ノ実地ニ扈從スルコト。

乙 冠婚葬祭其他君主ノ会盟等大小儀式ニ参会シテ君主ニ陪従スルコト。

このように、桂は侍従武官の職務を平時・戦時ともに君主への近侍と、君主の意思の伝達に限定する。そして、君主による侍従武官への下問を、平素の関係性に基づく「情実」であると切つて捨てている。<sup>(31)</sup>

日本陸軍において侍従武官制度とセットで設置が考慮されていた、軍事内局についても本史料では報告されている。桂はドイツ宮廷には侍従武官の他に「枢密軍事局」という軍の部局が設置されており、ここでの業務は「局長タル将官ハ陸海軍卿ノ教令ヲ得テ武官ノ黜陟褒貶ニ関スル事項ヲ上聞シテ決裁ヲ取り、及尋常省務ニシテ皇帝ノ決裁ヲ要スル事項ヲ上奏シテ裁旨ヲ領シ之ヲ陸海軍卿ニ通知スル者」である。そして「該局長将官ノ事務タル最モ機密ニ涉リ、特ニ公明正大的ノ執掌ヲ要スル」ので、この局長には「皇帝ノミナラズ陸海軍卿ノ倍倚ヲ得タル者此任ニ当ラザルベカラズ。故ニ独帝ノ朝ニ在テハ其参贊将官タル者局長ノ本務ヲ執リ、上下ノ間ニ立テ必需ノ怡和ヲ維持スル慣例」なのだと言明される。以上の説明によれば、この「枢密軍事局」の長は陸海軍卿の指示の下で軍務を皇帝に取り次ぐことが業務の

ように解し得る。しかし、桂はこの「枢密軍事局」長の実際につき「但シ」と続けるのである。

但シ實際ニ就テ現勤局長ノ職掌ヲ検査スレバ、該将官必シモ事々物々毎ニ陸海軍卿ノ教令ニ拠テ之ヲ上奏スルニ非ズ。随テ其様稍々例規ニ違フガ如シト雖ドモ、是皇帝ノ信倚ト局長ガ陸続実施スル公平ノ外裁ニ由テ自然権柄ヲ其身ニ帰セルモノナリ。

このように「枢密軍事局」の長及びその業務は、必ずしも陸海軍省の監督を受けるものではなく、独自の裁量が許容されているということが報告されている。<sup>32)</sup>

以上、確認してきたドイツ宮廷の侍従武官および軍事内局制度の調査に基づき、桂が「彼ノ制度中我国ニ適當スベキ者ヲ取り」作成したのが「侍中武官条例」である。つまり、ここには桂の意向が強く反映されていると考えてよい。そして桂の手になる「侍中武官条例」において、侍従武官は天皇に近侍し、平時戦時において天皇の命を傳達し、軍事事項について助言をおこなうものとされていた。ただし、ここでの助言とは、昔時のドイツにおいて侍従武官が君主に対して自己の考えを述べていたのとは異なる。侍従武官が適宜助言できることは兵器・戦史・演習の状況説明といった軍事一般の事項に限られており、各省部管轄の事項については省部に問い合わせ、その回答を天皇に上奏するという制限がかけられていた。<sup>33)</sup> つまり、この制度においては侍従武官は武官の侍臣、命令の伝達者に過ぎないのである。また軍事内局は「独逸宮儀拔萃」やその他の報告書でも言及されていたにもかかわらず、制度案が作られることもなかった。<sup>34)</sup>

#### 四 監軍部改組問題

続いて、監軍部の改組問題を検証する。これについても、拙稿で既に検証しているので、これを参照しつつ、必要な部分では史料を用いて、その過程を検証していく。さて、監軍部とは、先に述べた監軍本部を軍拡に伴い明治一八（一八八五）年に発展改組した機関であり、将校の進級順序決定をおこなう検閲を担任していることに変化はない。<sup>35)</sup> 同年、桂は陸軍改革の主担者として陸軍機構整備事業を主導していた。ここでは、お雇い教師メッケルの助言のもと、臨時陸軍制度審査委員会が素案を作り、それを陸軍省の桂が成案化するという手順で事業が進められていた。そして、メッケルはこの監軍部の改組を提言し、改組後の監軍部を陸軍教育機関かつ人事機関とすることや、軍事内局のような天皇直隸の軍人事組織を設置することを勧めていた。<sup>36)</sup> これは従来からの陸軍機構整備方針を踏襲したものである。では、桂はこの建言を受けてどのような制度改正案を作成したのであるか。

桂はまず、メッケルの建言と同様、現行監軍部は不要であるとして、軍隊教育と検閲を担当する監軍部を設置することが必要であるという意見書を作成した。<sup>37)</sup> 一見、桂はメッケルの建言に沿って監軍部を改組するかのようである。しかし、桂の下で陸軍省が実際に作成した監軍部改組案は、メッケルの建言とはまるで異なるものであった。

ここで陸軍省が作成したのが陸軍検閲条例・陸軍武官進級条例・監軍部条例の三条例の改正草案である。この内、「陸軍検閲条例改正草案」では、「此改正ノ旨趣ハ進級ニ係ルコトハ総テ陸軍大臣ノ処理トナシ拔擢進級名簿モ亦皆直チニ陸軍大臣ニ進達スルコト」であると説明されている。<sup>38)</sup> また、「陸軍武官進級条例改正草案」では次のような主張がなされている。

進級ノ順序ヲ定ムルハ従来監軍ノ任スル所ニシテ而シテ之ヲ決定シ之ヲ施行スルハ陸軍卿ノ任スル所タリ然ルニ今般監軍部ノ組織ヲ改正スルニ因リ進級ニ関スルコトハ終始陸軍卿ノ任スル所ト為サ、ル可カラス<sup>39</sup>

右のように改正する以上、改組後の監軍部がおこなう検閲は、従来のような将校の進級順序を決めるものではなく、軍隊の教育程度の検査に過ぎない。つまり、桂は監軍部が所持していた人事権を削ぎ落し、これを陸軍省へ回収しようとしているのである。これは監軍部を人事機関化するという陸軍従来の方針や、メッケルの主張とはまるで異なるものである。そしてこれらの改正草案を基礎として陸軍検閲条例と陸軍武官進級条例の改正案が作成され、閣議提出される。桂の下で作成されたこれらの陸軍省案に対しては参謀本部を中心に反論が噴出し、陸軍紛議という抗争が生じつつも、最終的には陸軍省案に沿った制度改正がおこなわれ、人事権は陸軍省に回収されることとなる。明治二〇（一八八七）年に教育機関として第二次監軍部が設置され、人事は陸軍省の担当事項となった。以後、陸軍省が軍政事項人事事項という強い権限をもつ構造で陸軍機構整備が進められていく。<sup>40</sup>

以上、桂が制度設計を主導していた侍従武官制度と監軍部改組問題について確認してきた。この桂が進めた陸軍機構整備の特徴は次のようなものである。まず、侍従武官の役目を天皇の命令の伝達や軍事一般の助言に限定し、ドイツのように独自意見を君主に呈する性質を侍従武官に認めない点である。ここから、桂は陸軍当局が関与できない部分で、天皇に対して軍事にまつわる意見を述べることのできる制度を嫌ったということがいえる。人事機関としての監軍部改組案や軍事内局設置案をことごとく退けていることもこれと同様である。このよ

うに、天皇が大元帥としての主導性を発揮し得る制度は、桂によって取り除かれているのである。桂によって、大元帥は主導的指導者ではなく、裁可者として位置づけられようとしているといつてよい。

また、桂は監軍部改組や軍事内局設置案を退けることを通じて、陸軍省に人事権を確保し、それによる陸軍省の地位・権限上昇に尽力していることにも注目せねばならない。人事機関を設置すること、それによって各統帥機関の地位を並列化し、大元帥の指導力がより発揮されるようにすることが、明治一〇年代初頭から開始された陸軍機構整備の方針であった。しかしこれは、行政機関の主導性に期待し、国家運営の中心に置くシユタインの軍事行政学を受容した桂の容れるところではなかったと考えられる。

このように、桂は陸軍機構整備を通じて、軍政機関が他の軍事諸機関に対して優位な立場で陸軍運営を主導していくこと、そして大元帥たる天皇を能動的な指導者から受動的な裁可者へと制度化するという方向へと舵を切った。繰り返しになるが、これは明治一〇年代初頭に陸軍が構想していた、突出して優位な機関を設置せず、各統帥事項を取りまとめる大元帥の主導性発揮を期待する陸軍機構整備の方針とはまるで異なる方向性のものである。では、桂のおこなった陸軍機構整備方針の大転換は、陸軍の総意としておこなわれたものであったのか。最後にこれを確認して、本論を結びたい。

桂によって軍政優位体制の構築、大元帥の制度化という陸軍機構整備の方向性が明確に打ち出されたのが監軍部改組問題とそれにとまなう陸軍紛議である。この時、陸軍省は桂案を支持して参謀本部に抗する姿勢をみせていることから、少なくとも陸軍省は桂案に賛成していたといえる。<sup>41</sup>しかしながら、先に確認したように、この時メッケルと共に監軍部改組案を作成していた臨時陸軍制度調査委員会は、監軍部

を天皇直隸の人事機関とすることや、軍事内局を設置することを考慮、提言している。これに加えて、山県有朋や山田顕義も桂案には反対であったようであり、陸軍内では「山縣、山田の二大臣も最初より不同意」と観測されていた<sup>42</sup>。

このように、陸軍内の大勢は桂案に否定的である。特に、陸軍長州閥の領袖であり、その後ろ盾である山県と山田が反対に回ったことは痛手であっただろう。そのためか、この時、桂が手を組んだのは陸軍近代化のスローガンのもとで「遅れた薩派」と目され、批判や排斥の対象となっていた薩派将官であり、長州系の協力者は軍外に求めるしかないという状況であった<sup>43</sup>。つまり、桂案には山県、山田をはじめとして陸軍内の多くが否定的だったのであり、桂が手を組んだ薩派将官にしても、桂案に賛同したというよりも、政治的劣勢を挽回するための提携先として桂を選んだという線が濃厚である。つまり、陸軍機構整備が軍政優位体制の構築と大元帥の制度化を目指す方向へと転換したのは、陸軍の総意に基づいて、桂が実行に移したということではない。参謀本部、陸軍臨時制度調査委員会、そして長州閥領袖の山県と山田、これら陸軍機構整備方針に多大な影響をあたえることのできる勢力・人物が反対に回る中で、桂が自身の所信に基づいて断行したものと見做し得るのである。

## おわりに

本稿は明治国家形成期の陸軍におけるシユタイン問題、すなわち、陸軍機構整備とシユタインの軍事行政論の関連性を、シユタインの軍事行政論を学び、かつ陸軍機構整備の主担当者であった桂太郎を通じて検証した。この結果を、まとめれば次のようなものとなる。

シユタインの軍事行政論は、彼の国家学と同じく、君主・行政機関・立法機関の中で行政機関、すなわち陸軍省の主導性を期待するものである。自然、君主や立法機関は主導的地位に立つことが想定されていないものであった。これに対して、明治一〇年代初頭の日本陸軍においては、軍政機関・軍令機関・人事機関の三機関を並立させ、これらを取りまとめる存在である大元帥たる天皇の主導性発揮を期待し、陸軍機構を整備しようとしていた。

こうした日本陸軍の機構整備方針を転換させたのが、明治一八年より陸軍機構整備の主担者となった桂太郎であった。桂が新たに示した方針は、侍従武官設置問題や監軍部改組問題に特徴的に表れていたように、陸軍省を軍運営の主導的な立場に置き、軍政優位体制を構築し、そして大元帥を能動的軍事指導者ではなく、受動的な裁可者へ制度化するというものであった。桂がこのような陸軍機構整備方針の大転換をおこなう論理的背景となったのが、桂が学んだシユタインの軍事行政論であったと考えられる。本論を通じて確認できるように、シユタインの軍事行政論と桂のおこなった陸軍機構整備は、行政機関である陸軍省を軍運営の中心機関と見做しその主導性を期待することと、君主の主導性を認めない点で軌を一にしている。さらに、桂がおこなったこの陸軍機構整備方針の転換は、陸軍の総意ではなく、桂個人の所信に基づいて断行されたものと考えられる。ここに、桂を強力な媒介とした、明治国家形成期の陸軍とシユタインの軍事行政論の關係性を看取できるのである。

また、軍政家・政治家桂太郎を論ずる上でも、桂の陸軍機構整備とシユタインの軍事行政論が軌を一にしていることは大きな意味を持つ。これまで、桂の軍政優位の発想・志向については、ドイツ留学中の学びや日本陸軍での勤務の中で経験的に体得していったという、あ

より具体的でない説明がされるにとどまっていた。これに対して本稿は、桂の陸軍機構整備方針とシュタインの軍事行政論の共通性を明らかにした。ここから、桂がドイツで学んだシュタインの軍事行政論こそが、桂の軍政優位志向の淵源を成す大きな要因であったと考えられる。

これに加え、桂の軍政優位体制志向が当時の陸軍においては少数派であったことも興味深い点である。従来、陸軍の中枢で活躍し、人脈としても陸軍長州閥の直系として把握されてきた桂であるが、その陸軍機構整備の方針や軍政優位体制を志向する面にかんしては、当時の陸軍内に近い考えの人間を見出すことが難しい。むしろ、シュタインの国家学を学んだ伊藤博文の方が桂と近い志向の持ち主であるといえる。桂が後年、山県と袂を別ち、独自の政治活動を展開し、政党組織をおこなうに至る伏線として、桂のシュタイン軍事行政論受容や陸軍機構整備事業を評価することも可能であろう。

## 注

- (1) 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』（吉川弘文館、一九九一年）。鳥海靖『日本近代史講義』（東京大学出版会、一九八八年）。
- (2) 瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制』（ミネルヴァ書房、一九九九年）。
- (3) 松下芳男『明治軍制史論 下』（有斐閣、一九五六年）六一九、九六―九七頁。
- (4) 徳富蘇峰『公爵桂太郎伝 乾巻』（原書房、一九六七年）三五七ページ。なお、引用に際し旧字は新字に改めた。以下同じ。
- (5) 松下芳男『明治軍事史雑話九 スタインの軍務論』（『軍事史学』三四号、一九七三年）はシュタインの軍事行政論を紹介しているが、これは海江田信義への講義をまとめた『須多因氏講義』から、その軍務論の部分を紹介するにとどまっておらず、実際の陸軍機構整備事業とシュタインの軍事行政論との比較はおこなわれていない。
- (6) 大島明子『明治維新期の政軍関係』（小林道彦、黒沢文貴編著『日本政治史

- のなかの陸海軍』ミネルヴァ書房、二〇一三年所収）。大江洋代『明治期日本の陸軍』（東京大学出版会、二〇一八年）。拙稿「天皇の兵権と「陸軍官僚制」―監軍部設置をめぐる展開から―」（『日本歴史』八八五号、二〇二二年）。
- (7) 拙稿「明治一〇年代における大元帥の制度化と陸軍紛議」（『日本史研究』七二二号、二〇二二年）。
- (8) 小林道彦『桂太郎』（ミネルヴァ書房、二〇〇六年）
- (9) 同前三七―四一頁。
- (10) 前掲瀧井『ドイツ国家学と明治国制』一九三、一九九頁。
- (11) 同前二一八頁。
- (12) 『Die Lehre von Heerwesen』の邦訳が『兵制学』であることは同前注一三〇―一三一頁。
- (13) フォン・スタイン著、木下周一・山脇玄共訳『兵制学 第一巻』（近藤幸止、一八八二年）四一六頁。なお、本史料には句読点はいいられていないが、本稿においては引用にあたって読点を適宜挿入した。以下同じ。
- (14) 同前一九―二二頁。
- (15) 前掲『兵制学 第三巻』八〇―八一頁。
- (16) 同前八一―八二頁。
- (17) 同前八三―八四頁。
- (18) 前掲『兵制学 第一巻』一一三頁。
- (19) 前掲大島『明治維新期の政軍関係』三三三頁。
- (20) 永井和「太政官文書にみる天皇万機親裁の成立―統帥権独立制度成立の理由をめぐって―」（『京大文学部研究紀要』四一、二〇〇二年）。
- (21) 内閣記録局編『法規分類大全 第五一』（内閣記録局）四二五―四二六頁。なお『法規分類大全』は国立国会図書館デジタルコレクションより閲覧した。
- (22) 前掲、松下『明治軍制史論 下』一四一―一五頁。
- (23) 同前注(21)。
- (24) 前掲拙稿「明治一〇年代における大元帥の制度化と陸軍紛議」六一―七頁。
- (25) 同前注(7)。
- (26) 宇野俊一校注『桂太郎自伝』（平凡社、一九九三年）九七頁。
- (27) 伊藤博文編『兵政関係資料』（原書房、一九七〇年）二〇九頁。
- (28) 『軍事参議官条例・澳国軍務内局摘要・露国皇帝大本営二関スル法令・伊国侍中武官階級及定式・官儀余分』、識別番号83391、宮内公文書館所蔵。
- (29) 前掲『兵政関係資料』二一七頁。

- (30) 同前二二七―二二八頁。
- (31) 同前二二八―二二九頁。
- (32) 同前二二二―二三三頁。
- (33) 同前二〇一―二二一頁。
- (34) 前注(28)のように、「独逸宮儀拔萃」とともに、「澳国軍事内局摘要」や「露国皇帝大本営ニ関スル法令」等の史料が同時期に作成されたと考えられるが、これらの軍事内局制度調査報告が桂の侍従武官制度策定において取り入れられた形跡はない。
- (35) 前掲拙稿「天皇の兵権と「陸軍官僚制」―監軍部設置をめぐる展開から―」四二―四三頁。
- (36) 同前四三頁。
- (37) 同前四三―四四頁。
- (38) 「陸軍検閲条例改正草按」、「樺山資紀関係文書」二〇九（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
- (39) 「陸軍武官進級条例改正草按」、「樺山資紀関係文書」二一一。
- (40) 前掲拙稿「明治一〇年代における大元帥の制度化と陸軍紛議」一七頁。
- (41) 同前二六一―二七頁。
- (42) 明治一九年九月二八日付、谷干城宛島村千雄書簡、日本史籍協会編『谷干城遺稿三』（東京大学出版会、一九七六年）五一―三頁。
- (43) 陸軍近代化運動やこれにともなう薩派排斥の動きについては、大澤博明『近代日本の東アジア政策と軍事』（成文堂、二〇〇一年）一二八頁参照。桂と薩派将官の提携と軍外の協力者については、明治一九年七月二三日付、伊藤博文宛田中光顕書簡に「桂杯之方に而は川上少将、川崎監督長、仁礼中将、樺山中将等之薩人に結び、青木外務次官、野村通信次官等と共に屢々小集を催し万事相談致候由に有之、世人之を次官会と唱候趣に御坐候」（伊藤博文関係文書研究会『伊藤博文関係文書六』、塙書房、一九七八年、一〇五頁）とある。

（本学大学院博士後期課程）